質疑回答書

件名 教職員用コンピュータ等賃貸借一式

上記調達物件について質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

上記調達物件について質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。	
質疑事項	回答
1. 賃貸借機器の撤去は現状からの撤去とすると	よろしいです。
ありますが、学校ごとに物件を取り外して1か所	
にまとめていただけることはない、という認識で	
よろしいでしょうか。	
2. 教職員用コンピュータの規格・品質等に関する	可能です。
仕様書の1パソコン及び周辺機器〈ハードウェア〉	
a. ノート型パーソナルコンピュータ①筐体はノー	
ト型であり, OS は Microsoft Windows 10 Pro	
Update 64 ビットとする。と有りますが, OS は	
Microsoft Windows 10 Pro として応札する事は可	
能でしょうか。	
3. 今回の設備は代替でしょうか。代替の場合,	代替です。前回は平成 25 年 9 月か
前回は何年使用されていますか。	ら使用しています。
4. 再リースの可能性はありますか。	再リースの予定はありません。
5. 契約保証金につきまして、過去の実績による	よろしいです。免除の要件は、新潟
免除は適用頂けないでしょうか。(新潟市契約規	市契約規則第 34 条第 3 項のとおりで
則第 34 条第 3 項に基づき)	す。
6. 長期継続契約における契約の変更又は解除に	歳出予算の減額又は削除は議会で
際して、残リース料のお支払はしていただけるの	決定するため,賃貸借契約条項第 22
でしょうか。	条第3項は該当しません。
	残リース料の支払いについては,同
	条項第 30 条により協議の上,決定し
	ます。
7. 物件の撤去時にエレベーターの使用は可能で	エレベーターの使用については,各
しょうか。	学校の指示に従ってください。なお,
	エレベーターは一部の学校にのみ設
	置されています。
8. ハードディスク等の記録媒体に関するデータ	よろしいです。
消去は現地ではなく引揚後の実施でもよろしい	
でしょうか。	